

## 米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要項

この要項は、米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託に係る事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものであり、以下のとおり企画提案を募集する。

### 1 目的

「米沢市森林長期ビジョン」を策定するにあたり、専門的な知識、経験、技術等を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）による。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和10年2月21日（月）まで

#### (4) 提案上限金額

22,671,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（令和8年度：9,460,000円 令和9年度：13,211,000円）

### 3 事業者の選定方式

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

### 4 参加資格要件等

#### (1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下、「参加者」という。）は、単独企業又は複数企業からなる共同企業体のいずれかとし、参加申込書提出期限（令和8年5月20日（水））時点において、次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

共同企業体の場合は、次に掲げる資格要件を共同企業体となるすべての企業が満たしているものとする。

- ① 米沢市指名競争入札参加者登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録されている者であること。ただし、登録簿に登録されていない者については、「5 参加資格申請」に記載の提出書類を参加申込書提出期限（令和8年5月20日（水））までに提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2

1条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

- ③ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年3月31日告示第66号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ⑥ 米沢市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑦ 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

## (2) 業務実施上の条件

本業務の実施にあたっては、次の条件を満たすものとする。

- ① 契約の履行の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。
  - ② 本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。なお、空間情報総括監理技術者、技術士（森林部門、環境部門、総合技術監理部門のいずれか）の資格を有する者が望ましい。
  - ③ 本業務の履行に当たっては、適切な品質管理を確保するため、管理技術者及び担当者とは別に、業務全般の校閲・確認を行う「照査技術者」を配置すること。なお、照査技術者の資格要件は問わないが、業務内容を十分に理解し客観的な視点から成果品の品質を保証できる者を充てるものとする。
  - ④ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者のうちいずれかに、令和3年度以降に同種業務の策定に係る実績を有しているものを配置すること。なお、基準日は業務完了日とする。
- (同種業務：森林長期ビジョン策定に係る業務、森林マスタープラン策定に係る業務)
- ⑤ 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、参加申込書提出期限（令和8年5月20日（水））時点で、申請者と3か月以上の雇用関係にある者とする。

## 5 参加資格申請

「4 参加資格要件等」中、現在、指名競争入札参加者登録がなく、本業務に関する参加資格審査申請を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。

なお、この申請が正式に受理された場合においても、参加資格は本業務に限定するものであり、登録簿に登載されるものではないことに留意すること。

### (1) 提出書類

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 参加資格審査申請書（様式1）
- ③ 経営状況調書（様式2）

- ④ 許認可一覧表（様式3）  
本業務に関係があるものを記載
- ⑤ 営業所一覧表（様式4）
- ⑥ 委任状（様式5）  
代理人（支店・営業所等）に契約等を委任する場合は提出すること。
- ⑦ 使用印鑑届（様式6）  
契約等に実印以外の印鑑を使用する場合は提出すること。
- ⑧ 指名停止等措置状況調書（様式7）
- ⑨ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）  
発行から3カ月以内のもの（写し可）。
- ⑩ 印鑑証明書  
発行から3カ月以内のもの。（原本）
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号の3）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

「6 参加申込」に定める提出書類に同封すること。

## 6 参加申込

「4 参加資格要件等」を満たし、本業務の公募型プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式8）
- ② 会社概要及び業務登録状況等調書（様式9）
- ③ 業務実績調書（様式10）
- ④ 業務実施体制調書（様式11-1～4）
- ⑤ 共同企業体構成申請書（様式12）

(2) 提出部数

各1部（⑤は該当する場合のみ提出）

(3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は特定記録、簡易書留または書留のいずれかによることとし、提出期限までに必着とすること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

なお、持参の場合は受領時窓口にて、郵送の場合は到着後電子メールにて、提出書類受領確認書を発行する。

(4) 提出期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月20日（水）まで

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

「15 事務局」に記載する、本業務の事務局に提出すること。

(6) 参加資格審査

提出された書類等について、事務局で参加資格を審査し、資格適合者には令和8年5月27日（水）までに、プレゼンテーション参加要請書を電子メールで通知する。なお、資格適合者が5者以上となる場合は、会社概要及び業務登録状況等調書（様式第9号）、業務実績調書（様式第10号）及び業務実施体制調書（様式第11号-1～4）に基づき事務局で評価し、上位4者を選定するものとする。

7 企画提案書の提出

別紙仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届（様式13）
- ② 業務の実施方針（実施手順、実施フロー、工程表）
- ③ 森林情報及び現状と課題の整理
- ④ サプライチェーンマップ及び将来シミュレーションの作成
- ⑤ 実現性のある数値目標と施策の検討
- ⑥ 協議会・ワークショップの運営支援
- ⑦ 森林長期ビジョン（案）の策定
- ⑧ 独自提案
- ⑨ 見積書

(2) 留意事項

- ・任意様式の内紙サイズはA4（縦・横どちらでも可）とし、文字サイズは11ポイント以上（図表等を除く）とすること。
- ・ページ数は、②から⑧の合計14ページ以内とすること。なお、表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- ・提案主旨やアピールしたいポイント等をわかりやすく記載すること。
- ・企画提案書には、会社名等の提案者が特定されるような記載はしないこと。
- ・独自提案があれば、可能な限りその内容を記載すること。ただし、見積書に含まれない有料オプションなど、別途費用が発生するものは記載しないこと。
- ・見積書は本業務に係る見積書とし、金額は2(4)を超えないこと。また仕様書の業務内容に基づく内訳書を添付すること。なお、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ・見積書及び内訳書については令和8、9年度分を分けて記載すること。

(3) 提出部数及び体裁

正本（①～⑨） 1部（①及び⑨には代表者印を押印すること。）

副本（②～⑧） 10部（複写可とする。）

企画提案書のデータ（①～⑨） 1式（PDF形式でCD-Rに格納すること。）

(4) 提出方法

持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は特定記録、簡易書留または書留のいずれかによることとし、提出期限までに必着とすること。また、到着の有無について、提出先へ確認すること。

なお、持参の場合は受領時窓口にて、郵送の場合は到着後電子メールにて、提出書類受領確認書を発行する。

(5) 提出期間

令和8年5月27日（水）から令和8年6月15日（月）

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出先

「15 事務局」に記載する、本業務の事務局に提出すること。

(7) その他

① 企画提案に関する必要経費は、提案者の負担とする。

② 企画提案書は、1事業者につき1提案とすること。

③ 提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

④ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、受託候補者として特定された者の企画提案書について、本プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、利用できるものとする。

## 8 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式14）により提出すること。口頭による質問の受付は行わない。また、質問項目は、参加資格、参加申込及び提出書類の作成に係るものとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年5月13日（水）まで

(2) 提出方法

電子メールによる提出のみとする。

(3) 提出先

「15 事務局」に記載する、本業務の事務局に提出すること。

(4) 回答

令和8年5月15日（金）までに米沢市公式ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

## 9 受託候補者の選定方法

### (1) 選定方法

- ① 受託候補者の選定は、「米沢市森林長期ビジョン策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置し、「別表 評価基準」に基づき審査を行う。
- ② 審査委員会は、評価点の合計得点（満点：200点×審査委員5名＝1,000点）が最上位の者を最優秀事業者（受託候補者）として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者とする。
- ③ 最高得点者が複数の場合は、審査委員の合議により決定する。
- ④ 企画提案書を提出した参加者が1者の場合であっても、審査委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該参加者を受託候補者とする。
- ⑤ 審査委員会での選定は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ⑥ 上記において、評価点の合計得点が満点の60%に満たない場合は選定しない。

### (2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、提案のあった全事業者に対し、令和8年7月上旬に書面及び電子メールにて通知するとともに市のホームページにて公表する。

## 10 プレゼンテーション

### (1) 実施日時及び場所

令和8年6月24日（水）予定

※ 時間帯及び場所の詳細は、プレゼンテーション参加要請書に記載する。

### (2) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。

（提案書の説明を20分以内とし、その後、質疑応答を10分程度設ける。）

### (3) 説明者

説明者は、本業務を担当する管理技術者を必須とし、その他提案事業者に所属する者の中から選出した計3名以内とする。

### (4) その他

- ① プレゼンテーションは非公開とする。
- ② プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書の内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、それ以外のパソコン等は持参すること。
- ③ プレゼンテーションの資料には、提案者を特定することができるような内容（社名や実績の名称など）の記載は行わないこと。

## 11 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 見積書の金額が「2(4) 提案上限金額」を超える場合
- ② 「4 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- ③ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- ⑤ 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑥ その他審査委員会が失格と認めた場合

## 12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した経費を本市に請求することができない。

## 13 契約

- (1) 受託候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書に調整した後で契約を締結する。
- (2) 契約の手続きは、米沢市契約規則（昭和53年3月30日規則第5号）の規定によるものとし、この契約の手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
- (3) 選定した受託候補者が契約を締結するまでの間に失格事項が判明した場合、または辞退した場合は、「9 受託候補者の選定方法」により評価点が次点の企画提案者と契約を行うものとする。

## 14 参加辞退

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を事務局に提出すること。  
なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

## 15 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

住 所       〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号  
名 称       米沢市産業部森林農村整備課 林業振興担当  
TEL         0238-22-5111（内線4404）  
電子メール   shinnou-ka@city.yonezawa.lg.jp

## 16 実施要項の配布等

### (1) 実施要項、様式の配布

米沢市公式ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

URL <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

### (2) 説明会

説明会は実施しない。

## 17 スケジュール

内 容	期 限 等
本要項の公表（仕様書等含む）	令和8年4月27日（月）
質問の提出期限	令和8年5月13日（水）
質問の回答	令和8年5月15日（金）
参加資格審査申請書等及び参加申込書等の提出期限	令和8年5月20日（水）
プレゼンテーション参加要請書の送付	令和8年5月27日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年6月15日（月）
プレゼンテーション審査	令和8年6月24日（水）予定
審査結果通知	令和8年7月上旬予定
契約締結	令和8年7月下旬予定

## 評価基準

参加申込書	審査基準	配点	様式
	会社概要及び業務登録状況	7	様式9
	配置技術者の経験及び実績	20	様式11-1 様式11-2 様式11-3 様式11-4
	地域精進度	3	様式10
企画提案書	審査基準	配点	様式
業務の実施方針	実施手順、実施フロー、工程表がわかりやすく提案されており、実現可能な体制となっているか。	10	様式13
森林情報及び現状と課題の整理	データ解析に基づく森林情報の整理手法及び森林整備の方向性の整理手法となっているか。 現場の課題や実情を把握するための手法について提案がなされているか。	10	
サプライチェーンマップ及び将来シミュレーションの作成	サプライチェーンマップや将来シミュレーションの手法が、流通の効率化や可視化に資する効果的な内容か。	30	
実現性のある数値目標と施策の検討	実現性のある数値目標の設定手法及び達成状況を管理する仕組みが具体的に提案されているか。	20	
協議会・ワークショップ等の運営支援	協議会やワークショップにおいて、関係者の意識醸成やネットワーク構築を支援する工夫が提案されているか。	20	
森林長期ビジョン（案）の策定	本市の地域特性や課題を的確に反映し、将来的な状況変化にも対応しうる実現可能な具体的かつ継続性の高い提案となっているか。	30	
独自提案	本業務の本質的な課題を把握し、本市の森林施策をさらに進化させる付加価値の高い提案がなされているか。	30	
業務内容の総合的理解度	本業務の目的を深く理解し、実現性の高い独自提案や明確な応答を通じて、高い遂行能力と実行意欲が認められるか。	10	
見積書	見積金額の評価 10点×（最低提案価格/提案価格） ※小数点未満切捨て	10	自由様式
評価点		<b>200</b>	／人当たり